

# 復興特別所得税に関するご案内

平成 23 年 12 月 2 日に「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成 23 年法律第 117 号)が公布されました。

これにより、平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間に生ずる預金・定期積金の利子および出資金の配当金に課税される所得税に対し、復興所得税として所得税額×2.1%が付加されます。

	平成 24 年 12 月 31 日まで	平成 25 年 1 月 1 日から 平成 49 年 12 月 31 日まで
預金・定期積金の利子	<b>20%</b> 所得税 15% 住民税 5%	<b>20.315%</b> 所得税 15.315% 住民税 5%
出資金の配当金	<b>20%</b> 所得税 20%	<b>20.42%</b> 所得税 20.42%

平成 25 年 1 月 1 日以降の利払日に支払われる利子等の全額に対して上記税率で課税されます。

マル優、マル特を利用している場合には、復興特別所得税は課税されません。

各種案内によっては、復興特別所得税の税率・税額が表示されていない場合でも、上記税率が課せられますので、ご承知おきください。

『復興特別所得税』についての詳細は、財務省や国税庁のホームページをご確認ください。



**豊橋商工信用組合**